

議案第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B第541号線	55.64	4.00	さいたま市桜区栄和一丁目384番10地先	さいたま市桜区栄和一丁目384番7地先	
J第491号線	45.08	4.00	さいたま市緑区道祖土四丁目545番20地先	さいたま市緑区道祖土四丁目545番14地先	
J第492号線	109.89	4.00 ～ 5.00	さいたま市緑区道祖土四丁目504番3地先	さいたま市緑区道祖土四丁目509番9地先	
K第502号線	34.05	4.00	さいたま市南区大字大谷口字細野685番14地先	さいたま市南区大字大谷口字細野685番1地先	
K第503号線	59.57	4.00	さいたま市南区大字大谷口字細野685番16地先	さいたま市南区大字大谷口字細野685番21地先	
K第504号線	99.70	4.00	さいたま市緑区原山四丁目327番18地先	さいたま市緑区原山四丁目270番54地先	
L第1360号線	119.96	5.00	さいたま市緑区大字三室字大古里845番25地先	さいたま市緑区大字三室字大古里845番3地先	
P第666号線	104.12	4.00	さいたま市緑区大字大門字東裏2896番4地先	さいたま市緑区大字大門字東裏2905番4地先	
12906号線	513.28	18.00 ～ 67.90	さいたま市見沼区大字小深作字程島239番地先	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上西605番1地先	
12907号線	92.82	8.12 ～ 13.76	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上西594番3地先	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上西595番3地先	
22598号線	60.88	4.20	さいたま市見沼区大字南中野字道半山737番3地先	さいたま市見沼区大字南中野字道半山737番7地先	
32952号線	59.36	4.00	さいたま市西区大字中釘字久保1980番24地先	さいたま市西区大字中釘字久保1980番18地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 5 3 号線	63 92	4 00	さいたま市北区日進町二丁目1169番6地先	さいたま市北区日進町二丁目1169番14地先	
3 5 9 9 号線	134 34	3 36 ～ 6 38	さいたま市岩槻区大字柏崎字谷際1062番1地先	さいたま市岩槻区大字加倉字谷ツ合1999番1地先	